

「革新的研究開発推進会議」の開催等について

平成 26 年 2 月 14 日

総合科学技術会議議長決定

一部改正 平成 26 年 5 月 23 日

総合科学技術・イノベーション会議議長決定

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 258 号)第 4 条の規定に基づき、「革新的研究開発推進プログラム」(以下「プログラム」という。)の着実な推進を図るため、プログラムの基本的な方針、プログラム・マネージャー (PM) 及び研究開発プログラムの選定、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官並びに総合科学技術・イノベーション会議の議員のうち内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者とする。座長は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)をもって充てる。
- 3 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)において処理する。
- 4 「最先端研究開発支援プログラムの運用について」(平成 21 年 12 月 3 日総合科学技術会議(平成 23 年 7 月 29 日改訂))に基づいた最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに関するフォローアップ及び評価等については、推進会議において実施する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議座長が定める。